

財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和6年9月25日から同年11月20日までの間に、本庁機関2か所及び出先機関3か所について財務監査（随時監査）及び臨時行政監査を実施し、1件の指摘事項が認められました。

1 監査の内容

監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象に行う財務監査（随時監査）及び財務監査の対象を除く事務の執行を対象に行う臨時行政監査を、次のとおり実施しました。

(1) 年度末財務監査

令和6年の財務監査（定期監査）を令和5年度の途中に実施した出先機関のうち神奈川県横須賀土木事務所及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターに対し、当該監査実施後の財務の執行を中心として監査を実施しました。

(2) 補完的財務監査

令和6年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち神奈川県県央地域県政総合センターに対し、その後の対応などについて、補完的に監査を実施しました。

(3) 臨時財務監査及び臨時行政監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和3年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった産業労働局中小企業部中小企業支援課に対し、事務事業を対象として臨時財務監査を実施するとともに、併せて臨時行政監査を実施しました。

また、令和5年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局総務室が東日本大震災からの避難者に対する借上住宅の敷金について、債権管理表を作成していなかった事態を不適切事項として指摘したことから、同様の事態が生じていた県土整備局建築住宅部住宅計画課に対し、臨時財務監査を実施しました。

2 監査の結果

臨時財務監査を実施した住宅計画課で1件の不適切事項が認められました。その詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和6年12月5日付け）のとおりです。

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」、「不経済な行為又は損害が生じているもの」、「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課
課長 村上 電話 045-285-5053
副課長 新井 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第30号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和6年12月5日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関2か所及び出先機関3か所

第5 監査実施日

令和6年9月25日から同年11月20日まで

第6 監査の実施内容

1 年度末財務監査

令和6年の財務監査（定期監査）を令和5年度の途中に実施した出先機関のうち2か所について、当該監査実施後の財務の執行を中心として監査した。

2 補完的財務監査

令和6年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

3 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和3年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち、本庁機関1か所において、令和3年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、令和5年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局総務室が東日本大震災からの避難者に対する借上住宅の敷金について、債権管理表を作成していなかった事態を不適切事項として指摘したことから、同様の事態が生じていた本庁機関1か所においても、当該敷金の状況等を臨時に監査した。

4 臨時行政監査

臨時財務監査を実施した2か所のうち、令和3年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった1か所において、3の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、臨時財務監査を実施した本庁機関1か所において不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

1 年度末財務監査

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（2か所）

県土整備局

神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県西土木事務所小田原土木センター

2 補完的財務監査

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

政策局

神奈川県県央地域県政総合センター

3 臨時財務監査及び臨時行政監査

(1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（1か所）

県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
建築住宅部住宅計画課	令和6年11月1日（令和6年6月4日職員調査）	財産管理事務において、被災者用民間賃貸住宅借上のための賃貸借契約に基づく敷金（令和4年度末現在1件、275,400円）について、神奈川県財務規則の規定に反し、令和4年度まで債権管理表を作成しておらず、債権として管理していなかった。なお、当該敷金については、令和6年2月1日に債権管理表を作成していた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

産業労働局

中小企業部中小企業支援課